

新型コロナウイルスに関する 支援策の一部を紹介します

市は、新型コロナウイルス感染症により、生活や事業に影響を受けた方に対し、さまざまな支援策を行っています。対象となる方は、申請手順や注意事項などを確認のうえ、申請をお願いします。



市民の皆さんと、子どもたちに向けた市長からのメッセージ（動画）を市ホームページで公開しています。

給付

1人につき
10万円

**特別定額給付金の
申請書を受け付けています**

対象

令和2年4月27日に、千歳市の
住民基本台帳に記録されている方

給付額

1人につき**10万円**、
世帯の合計金額を給付

申請から受け取りまでの流れ

① 郵送申請方式

① 申請書が各世帯に届く

② オンライン申請方式

① マイナンバーにアクセスし、必要事項を入力

② 申請書に必要事項を記入し、本人確認書類（運転免許証のコピーなど）、振込先口座の確認書類（通帳のコピーなど）を同封し返信用封筒で郵送

③ 確認後、給付金を振り込み

③ 確認後、給付金を振り込み

勘違いで「希望しない」に
チェックをつける方がいます

1 世帯主（申請・受給者）	
申請者 氏名	世帯主の 方の確認
生年月日	申請日
申請者 居住所	電話番号

2 給付対象者	
記載に誤りがあれば、 朱書きで訂正してください	
氏名	続柄
生年月日	希望しない
	☒
	☐
	☐

要確認

氏名	続柄	生年月日	希望しない
			☒
			☐
			☐

給付金を希望する方は
☒をつけなくてください

【問い合わせ】総務部 主幹（特別定額給付金事業担当）
☎(24) 3152 ☎(23) 6700（平日8時45分～17時15分）

総務省 特別定額給付金コールセンター
☎ **0120-260020**（フリーダイヤル9時～20時）

給付金詐欺にご注意ください

暗証番号、通帳、キャッシュカード、マイナンバーは
「絶対に教えない！渡さない！」

市や総務省などが次のような手続きをお願いすることは絶対にありません。

- 現金自動預払機（ATM）の操作を求めること
- 給付金の受給にあたり、手数料の振込みを求めること
- メールを送り、URLをクリックして申請手続きを求めること

～あやしいな？と思ったら～

○千歳市消費生活センター
☎(24) 0193
（平日の9時～17時）

○千歳警察署
☎110 か (42) 0110

【問い合わせ】
市民生活課 市民生活係
☎(24)0183 ☎(27)3743

給付

法人
50万円
個人事業者
30万円

**市内事業者
緊急給付金を
受付中（10月15日まで）**

対象

次のすべてに該当する方

☑ 資本金が3億円を超えない

☑ 令和2年2月28日以前から申請日までに市内で継続して事業を営んでおり、受給後も市内で継続する意思がある

☑ 売上高が前年同月比で20%以上減少（業歴1年1か月未満の事業者は別途要件あり）

☑ 農林水産業・政治・経済団体その他の各種団体などに該当しない

詳細は、市ホームページでご確認いただくか、お問い合わせください。
【問い合わせ】産業振興部 主幹（産業政策担当）
☎(24)0116 ☎(22)8851

給付

法人
200万円
個人事業者
100万円
※昨年1年間の売上高からの減少分を上限

対象

ひと月の売上高が前年同月比で50%以上減少している事業者
※詳細は申請要領を確認。

会場

ホテルグランテラス千歳2階
（本町4丁目4）

① Web予約
② 電話予約



※持続化給付金
ホームページ

○電話予約窓口（オペレーター対応）
☎ 0570(077)866（9時～18時）
○電話予約（受付専用ダイヤル）
☎ 0120(835)130（24時間予約可）
【問い合わせ】商業労働課 商業振興係
☎(24)0598 ☎(22)8851

**国の持続化給付金
申請サポート会場を開設**

インターネット環境がないなど、申請が困難な方向けに申請サポート会場（完全予約制）を開設しました。

免除

**国民年金保険料免除の
臨時特例措置について**

新型コロナウイルス感染症の影響により、所得が大きく下がったときは、臨時特例措置として本人の申告による所得見込額を用いた簡易な手続きで、国民年金保険料の免除申請が可能となっています。

対象

令和2年2月以降、業務や契約を失うなどして、令和2年1年間の所得見込額が通常の免除基準未満にまで落ち込む見通しの方（学生を除く）
※免除の判定は、申請者本人のほか、世帯主および配偶者（納付猶予は配偶者のみ）も審査の対象となります。

対象期間

令和2年2月分から6月分まで（令和元年度分）
※令和2年7月以降は、7月以降に改めて申請が必要。

必要書類

① 国民年金保険料免除・納付猶予申請書
② 簡易な所得見込額の申請書

免除の所得基準

全額免除	(扶養親族等の数+1) × 35万円 + 22万円 例：単身世帯は57万円、夫婦世帯は92万円
4分の3免除	78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額など
半額免除	118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額など
4分の1免除	158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額など

※全額免除に該当しないときでも、納付猶予や一部免除になることがあります。

【問い合わせ】市民課 年金係
☎(24)0267 ☎(49)2055

《学生納付特例》

対象

令和2年2月以降、業務や契約を失うなどして、令和2年1年間の所得見込額が通常の免除基準未満にまで落ち込む見通しの学生の方

対象期間

令和2年2月分から令和2年3月分まで（令和元年度分）
令和2年4月分から令和3年3月分まで（令和2年度分）

必要書類

① 国民年金保険料学生納付特例申請書
② 簡易な所得見込額の申請書
③ 学生証または在学証明書

免除の所得基準

所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であることが必要です。（申請者本人のみ）
118万円 + 扶養親族等の数 × 38万円 + 社会保険料控除など



※日本年金機構
ホームページ



国民健康保険 傷病手当金について

新型コロナウイルスに感染または感染の疑いがあり、勤務することができず、事業主から給与の全部または一部を受け取ることができないときに支給します。

対象

次のすべてに該当する方

☑ 市の国民健康保険に加入している被用者（給与の支払いを受けている方）の方

☑ 新型コロナウイルス感染症（感染疑いを含む）の療養のため仕事ができない方

☑ 勤務することができなくなった日から起算して3日を経過した日（4日目）から、勤務することができない期間のうち勤務を予定していた日がある方

支給額

（直近の継続した3か月間の給与収入の合計額÷就労日数）×（3分の2）×支給対象日数

適用期間

令和2年1月1日から令和2年9月30日まで

申請方法

申請書、医師の証明、事業主の証明などが必要になります。事前に電話などでご相談ください。

【問い合わせ】国保医療課 国保給付係
☎(24)0274 ☎(23)6700



住居確保給付金の対象者が拡がりました

休業などにもなう収入減少により、住居を失う恐れが生じている方に対し、住居確保給付金を支給します。

対象

次のすべてに該当する方

☑ 離職・廃業した日から2年以内、またはやむを得ない休業などにより、収入を得る機会が減少した方

☑ 下記の収入基準額を超えない方

	単身世帯	2人世帯	3人世帯
収入基準額（月額）	111,000円	160,000円	198,000円
支給家賃額（上限）	30,000円	36,000円	39,000円

※持ち家のローンは対象外です。

【問い合わせ】福祉課 生活支援係
☎(24)0894 ☎(27)3743



今、避難時に知っておくべきポイント

新型コロナウイルス感染症が収束していない状況下でも、災害時に危険な場所にいる方は避難することが原則です。

① 避難とは「難」を「避ける」こと。

安全な場所にいる方まで避難場所に行く必要はありません。

② 避難先は、小中学校等の避難所だけではありません。安全な親戚・知人宅に避難することも考えましょう。

③ マスク・消毒液・体温計が不足しています。

避難の際は、できるだけ携行してください。
「自らの命は自らが守る」意識を持ち、適切な避難行動をとしましょう。



《地デジ広報サービス》について

新型コロナウイルス感染症関連の情報を、6月中、UHB データ放送《地デジ広報サービス》で配信しています。自宅のテレビで簡単に情報を見ることができます。

《使い方》

- ① UHB（8ch）にチャンネルを合わせる。
- ② リモコンの《dボタン》↓《黄色ボタン》を押す。
- ③ リモコンの《青色ボタン》（その他の地域をみる）を押す。
- ④ リモコンの《2ボタン》（石狩振興局）を押す。
- ⑤ リモコンで《千歳市》の番号を選んで登録する。

地域を登録すれば、2回目以降は①・②の操作のみで市からのお知らせを確認できます。ぜひ、ご活用ください。

【問い合わせ】企画部主幹（政策推進担当）
☎(24) 3131(内線 689) ☎(22)8852

【問い合わせ】危機管理課 防災・危機対策係
☎(24)0144 ☎(22)8852

新型コロナウイルス 感染症対策に関する 相談窓口一覧

相談項目	相談担当窓口	連絡先電話 / FAX 番号	受付時間
新型コロナウイルス感染症の予防方法・消毒方法	北海道千歳保健所	☎(23)3175 ☎(23)3177	平日 8:45～17:30
新型コロナウイルス感染症の症状および受診	北海道保健福祉部 健康安全局地域保健課	☎011(204)5020 ☎011(232)2013	24時間 (土日祝含む)
	厚生労働省電話相談窓口（フリーダイヤル）	☎0120(565)653 ☎03(3595)2756	9:00～21:00 (土日祝含む)
新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるとき	帰国者・接触者相談センター（北海道千歳保健所） (北海道保健福祉部健康安全局地域保健課)	☎(23)3175 ☎(23)3177 ☎011(204)5020 ☎011(232)2013	平日 8:45～17:30 24時間 (土日祝含む)
新型コロナウイルス感染症に感染した方やその疑いのある方などが利用したマスクなどのごみの捨て方	廃棄物対策課 廃棄物対策係	☎(23)2110 ☎(23)2492	平日 8:15～16:45
特別定額給付金の手続きなど	総務部主幹（特別定額給付金担当）	☎(24)3152 ☎(23)6700	平日 8:45～17:15
新型コロナウイルス感染症の影響により、内定取り消しを受けた学生や離職を余儀なくされた方を対象に行う市の非常勤職員（会計年度任用職員）募集	職員課 人事係	☎(24)0502 ☎(22)8854	平日 8:45～17:15
市税の納付（徴収猶予）	納税課 納税係	☎(24)0169 ☎(23)6700	平日 8:45～17:15
水道料金、下水道使用料の支払い	水道料金センター	☎(24)3255 ☎(22)8810	平日 8:45～17:15
国民健康保険の届出・申告などの遅延、保険料の減免	国保医療課 国保料係	☎(24)0279 ☎(23)6700	平日 8:45～17:15
国民健康保険料の納付（徴収猶予）	国保医療課 収納係	☎(24)0287 ☎(23)6700	平日 8:45～17:15
国民健康保険の傷病手当金	国保医療課 国保給付係	☎(24)0274 ☎(23)6700	平日 8:45～17:15
後期高齢者医療保険の届出・申告などの遅延、保険料の減免、傷病手当金	国保医療課 医療助成係	☎(24)0289 ☎(23)6700	平日 8:45～17:15
後期高齢者医療保険料の納付（徴収猶予）	国保医療課 収納係	☎(24)0287 ☎(23)6700	平日 8:45～17:15
国民年金保険料の免除	市民課 年金係	☎(24)0267 ☎(49)2055	平日 8:45～17:15
介護保険料の減免、納付（徴収猶予）	高齢者支援課 介護保険係	☎(24)0297 ☎(23)6700	平日 8:45～17:15
新型コロナウイルス感染症の影響により、休業や失業などをされた人のための生活福祉資金貸付制度	千歳市社会福祉協議会	☎(27)2525 ☎(27)2528	平日 8:45～17:15
収入減少による生活や家計などの困りごと	福祉課 生活支援係	☎(24)0894 ☎(27)3743	平日 8:45～17:15
解雇・雇止め、内定取り消しなど	苫小牧労働基準監督署 特別労働相談窓口	☎0144(88)8899 ☎0144(33)0695	平日 8:30～17:15
解雇・雇止め、内定取り消しなどにより、職を失った方の再就職	千歳公共職業安定所（ハローワーク千歳）	☎(24)2177 ☎(24)2178	平日 8:30～17:15
新型コロナウイルスに便乗した悪質商法、消費トラブル	千歳市消費生活センター（市民生活課市民生活係）	☎(24)0193 ☎(27)3743	平日 9:00～17:00
離婚や配偶者・パートナーからの暴力	市民生活課 市民生活係（女性相談担当）	☎(24)0559 ☎(27)3743	平日 9:00～17:00
感染された方や濃厚接触者、医療従事者に対する誤解や偏見にもとづく不当な差別、いじめなどに関する相談 ※聴覚に障がいがある方をはじめ、電話での相談が難しい方は、法務省のホームページからインターネット人権相談をご利用ください。	みんなの人権 110 番	☎0570(003)110	平日 8:30～17:15
	子どもの人権 110 番	☎0120(007)110	平日 8:30～17:15
	女性の人権ホットライン	☎0570(070)810	平日 8:30～17:15
	外国人人権相談ダイヤル	☎0570(090)911	平日 9:00～17:00
新型コロナウイルス感染症拡大予防を目的とした現金、マスク、消毒液などの市への寄附	総務課 総務係	☎(24)0109 ☎(22)8851	平日 8:45～17:15
新型コロナウイルス感染症に関する市の対応状況	危機管理課 防災・危機対策係	☎(24)0144 ☎(22)8852	平日 8:45～17:15

※ 子育てに関する相談窓口については、次ページをご覧ください。